

## 指名停止措置を行いました

～過失による粗雑工事～

北海道開発局は、二水測量設計株式会社が過失により業務を粗雑にしたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第2号に該当）

稚内開発建設部発注の「平成25年度 ポロ沼地区第11号排水路設計等業務」において、函渠工の杭基礎の設計において鉛直荷重の算定に当たり活加重や左岸側と右岸側の翼壁の重量差を考慮しなかったため、構造計算上、杭1本当たり作用する鉛直荷重が許容支持力を超過する不完全な業務成果品を引き渡したことは、過失による粗雑業務と認められるため、指名停止を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
二水測量設計株式会社	札幌市中央区大通西15-3-12

#### 2. 指名停止措置期間：令和元年12月25日～令和2年 1月24日（1か月）

#### 3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

##### ○指名停止措置要領別表第1第2号

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当局の契約担当官等と締結した請負契約に係る工事（以下「当局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

